

議員提出議案第12号

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり渋川市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年12月10日

渋川市議会議長 田邊寛治様

提出者 議会運営委員会
委員長 安カ川信之

別紙

議員提出議案第12号

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

渋川市議会委員会条例（平成18年渋川市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1年」を「2年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に選任されている常任委員及び議会運営委員の任期は、なお従前の例による。

理 由

市議会の改革に伴い、所要の改正をしようとするものである。

澁川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(常任委員の任期) 第2条 常任委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 2・3 (略)</p>	<p>(常任委員の任期) 第2条 常任委員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 2・3 (略)</p>